

事 務 連 絡

平成23年4月6日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

東日本大震災に伴い一時的に避難等をしている利用者に対する継続した障害
福祉サービス等の提供について

東日本大震災に伴う介護給付費等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震
及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（平
成23年3月24日付け事務連絡）の別添等においてお示したところです。

今回、これらの通知等を踏まえ、東日本大震災に伴う障害福祉サービス等の提
供の継続性について、別添のとおりまとめました。

各都道府県等におかれましては、別添資料につき、管内市町村、障害福祉サー
ビス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

東日本大震災に伴う障害福祉サービス等の提供の継続性について

- 例示として下記のような場合にも、事業者に対して報酬を支払うことは可能となっていますので、参考にして下さい。

① 訪問系サービスの場合

- 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。

【3月11日事務連絡、3月24日事務連絡（別添1 Q&A）】

② 入所系サービス（障害者支援施設・ケアホーム・グループホーム）や通所系サービスの場合

- 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいて避難した事業者がサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。（避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者を支払って下さい。）

【3月24日事務連絡（別添1 Q&A）】

※ この場合において、土日等日中支援加算や日中支援加算も使えますので活用して下さい。

※ この場合、避難をした事業所が報酬を受け取ります。

◎ 留意点について

- 今回の震災等の状況を踏まえ、上記の場合も含め既存の事業所等について、一時的に人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。 【3月11日事務連絡、3月24日事務連絡（別添1 Q&A）】

また、やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能です。（サービスに係る緩和措置）

- 上記は、従来の事業所等が継続して支援を行うと認められる例を示したものであり、避難先の事業所がサービスを提供した場合には、避難先の事業所が報酬を受け取ることとなります。

- 上記の他、事業所や施設が福祉避難所の指定を受けることも考えられます。福祉避難所は原則として10：1の職員配置とされていますが、特別基準として職員配置の上乗せを認められる余地がありますので、都道府県等と相談して下さい。

ただし、同一サービスにつき、障害者自立支援法による報酬と福祉避難所に係る支弁の両方を得ることはできません。

【3月11日通知、3月19日福祉避難所通知、3月19日福祉避難所通知（その2）】

関連通知等

東日本大震災に関して発出した障害福祉関連の通知及び事務連絡のうち、本事務連絡に関連するものは、次のとおりです。

「3月11日通知」

東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について(平成23年3月11日付け雇児総発0311第1号、社援総発0311第1号、障企発0311第1号、老総発0311第1号)

「3月11日事務連絡」

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について(平成23年3月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡)

「3月19日福祉避難所通知」

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(平成23年3月19日付け社援総発0319第1号)

「3月19日福祉避難所通知(その2)」

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その2)(平成23年3月19日付け社援総発0319第2号)

「3月24日事務連絡」

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について(平成23年3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡)

事 務 連 絡

平成23年4月8日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

東日本大震災に伴う障害福祉サービスの提供等の取扱いについて

東日本大震災により被災した障害者等への必要な障害福祉サービスの確保等については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、事業者の皆様向けに障害福祉サービスの提供等の取扱いをまとめた資料を作成いたしましたので、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

東日本大震災に伴う障害福祉サービスの提供等の取扱いについて

東日本大震災に関連し、以下のような障害福祉サービスに係る弾力的措置が行われていますので、ご参考にしてください。詳しくは各県に相談してください。

※ 各事務連絡、通知は、厚生労働省ホームページからご覧いただくことができます。

(サービスの提供について)

- 1 被災者等を受け入れたときなどに、一時的に、定員を超える場合を含め人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))
- 2 やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることができます。(4月6日事務連絡(障害保健福祉部障害福祉課分))
- 3 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象となります。(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))
- 4 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいてサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。
※ 避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者を支払ってください。(3月24日事務連絡(別添1 Q&A))

(利用者への対応について)

- 1 震災後に利用者の受けている支給決定の有効期間が切れていたとしても、サービスを提供できます。(3月24日事務連絡)
※ 特別措置法により、支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、これを8月31日まで延長することとされています。
- 2 利用者が受給者証を持っていなくても、サービスを提供できます。(3月24日事務連絡)
- 3 震災等により利用者負担の支払が困難な方については、利用者負担の徴収の猶予や減免を行うことができます。(3月24日事務連絡)

(報酬の請求について)

- 1 震災等によりサービス提供記録を滅失等した場合や、サービスの提供内容を十分に把握することが困難な場合は、概算による請求を行う旨を国保連に届け

出ることができます。(この場合、報酬の支払はこれまでの実績により算出した額が支払われます。)(4月6日事務連絡(障害保健福祉部企画課分))

- 2 1の届出を含めた報酬の請求期限が、4月13日(通常は4月10日)に延期されました。(4月6日事務連絡(障害保健福祉部企画課分))

※ 提出期限に遅れても翌月以降に提出することが可能です。また、4月分及び5月分の取扱いについては、別途、ご連絡いたします。

- 3 一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合があります。

※ この件に関する問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部福祉審査課

TEL 0120-3438-62

FAX 03-3438-0583

(介護職員等の派遣、避難者の受入等)

- 1 各事業所等において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を受けることができます。(3月18日事務連絡(介護職員等の派遣要望))

- 2 被災等により利用者を避難させたい場合には、国や県などの調整を受けて、受入施設を確保することができます。(3月18日事務連絡(要介護者の受入要望))

(福祉避難所について)

- 1 事業所や施設が福祉避難所の指定を受けて利用者等に対して支援を行うことも考えられます。福祉避難所は原則として10:1の職員配置とされていますが、特別基準として職員配置の上乗せを認められる場合もありますので、都道府県等と相談してください。

ただし、同一サービスにつき、障害者自立支援法による報酬と福祉避難所に係る支弁の両方を得ることはできません。(3月11日通知、3月19日福祉避難所通知、3月19日福祉避難所通知(その2))

(雇用調整助成金等について)

- 1 震災等により、事業主が従業員を一時的に休業などさせた場合、休業手当相当額の一部(中小企業で原則8割)を助成する雇用調整助成金制度が利用できます。
- 2 震災等により、事業所が休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できることとなっています。